

**b 医療法人尚寿会 介護老人保健事業所 愛 運営規程**  
**(介護予防) 通所リハビリテーション**

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、医療法人尚寿会が開設する介護老人保健事業所 愛 (以下、事業所という。) が行なう (介護予防) 通所リハビリテーションサービス (以下、事業という。) の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者 (以下、利用者という。) に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 従業者は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを行なうことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
  - 3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 4 事業所は、利用者の人権擁護や虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行なう主たる事業所の名称、所在地及び定員は、次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健事業所 愛
- 二 所 在 地 埼玉県狭山市大字水野 5 9 6 番地
- 三 定 員 40 人
- 四 事業所単位 3 単位 (各単位 40 人)

(事業所の職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 人  
事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1 人以上 (入所・訪問リハと兼任)  
利用者の病状に応じて医学的管理を行なう。
- 三 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1 人以上  
リハビリテーション実施計画書を作成し、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なリハビリテーションを提供する。
- 四 介護職員 3 人以上  
(介護予防) 通所リハビリテーション計画に伴って必要な介助及び援助を行なう。
- 五 看護職員 1 人以上  
利用者の日々の健康状態チェック、保健衛生上の指導を行なう。

1. 規程一② (d)

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。  
ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9:00から15:30までとする。
- 三 サービス提供時間 1単位目 9:00～10:40  
2単位目 10:40～13:50  
3単位目 13:50～15:30

(通常の事業の実施地域)

第 6 条 通常の事業の実施地域は、狭山市、入間市、所沢市とする。

(介護予防) 通所リハビリテーションの内容)

第 7 条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 (介護予防) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等のリハビリテーション従事者によって作成される(介護予防)通所リハビリテーション計画及びリハビリテーション実施計画書に基づき、理学療法、作業療法、および言語療法等の必要なリハビリテーションを行う。
- 二 次条に定める(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき以下を提供する。
  - ア 機能訓練
  - イ 食事の提供
  - ウ 健康状態チェック
  - エ 送迎
  - オ リハビリマネジメント
  - カ 口腔機能向上
  - キ 運動器機能向上(介護予防)

(介護予防) 通所リハビリテーション計画の作成)

第 8 条 医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他(介護予防)通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(以下、医師等の従業者という。)は、診療又は運動機能、作業能力、言語聴覚機能の検査等を基に、協同して利用者の心身の状況及び意向並びにその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成するものとする。

- 2 医師等の従業者は、上記の(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成した時は、利用者又はその家族に対し、その内容について説明するものとする。
- 3 (介護予防)通所リハビリテーション計画の作成にあたっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿って作成するものとする。
- 4 (介護予防)通所リハビリテーションの従業者は、それぞれの利用者について、(介護予防)通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を説明し、診療記録に記載する。

## 1. 規程一② (d)

(介護予防) 通所リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額

- 第 9 条 (介護予防) 通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該 (介護予防) 通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。
- 2 前項に掲げる利用料のほか、(介護予防) 通所リハビリテーションサービスの提供にあたり食事代、おむつ代、手工芸等の材料費、その他の費用等利用料を重要事項説明書により定められた料金表に基づき費用の支払いを受けられるものとする。
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に料金表で説明をし、同意として契約書に署名を受けることとする。

(介護予防) 通所リハビリテーションの留意事項

- 第 10 条 (介護予防) 通所リハビリテーションの留意事項は次のとおりとする。
- 一 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、第 8 条第 1 項に定める (介護予防) 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行なう。
  - 二 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行なう。
  - 三 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
  - 四 サービスの利用にあたっては、体調不良等によってリハビリテーション等に適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(身体的拘束等)

- 第 11 条 施設は原則として利用者に対する身体的拘束等を廃止する。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等、緊急時やむを得ず身体的拘束等を行う場合、施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身状況、やむを得ず身体的拘束等を行った理由を診療録に記載する。

(虐待の防止等)

- 第 12 条 事業所は利用者の人権擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の事項を実施する。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする) を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 虐待防止のための指針を整備する。
  - 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - 四 前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所はサービス提供中に従業者または擁護者 (利用者の家族等を現に擁護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

## 1. 規程一②（d）

### （緊急時における対応方法）

第 13 条 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあたるものは、サービス提供時に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行なうとともに、速やかに医師に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

### （非常災害対策）

第 14 条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。また、訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

### （業務継続計画の策定等）

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するため、ならびに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

### （事故発生時における対応方法）

第 16 条 利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員（介護予防にあつては地域包括支援センター）等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

### （衛生管理）

第 17 条 利用者が使用する施設、設備、食器または飲用水について、衛生的な管理に努める、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療具の管理を適切に行う。

- 2 感染症が発生または蔓延しないよう、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を定め、必要な措置を講じるための体制を整備する。
  - 一 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修ならびに訓練を定期的
  - 四 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1度の検便を行う。
- 4 定期的な害虫・害鼠の駆除を行う。

## 1. 規程一② (d)

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用日及び6ヶ月以内に1回 (法人実施)
- 二 年間研修 年1回以上
- 三 認知症介護基礎研修 入職から1年以内 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者、その他これに類する者を除く)

- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、人事様式15号「誓約書」に記載する。
- 4 事業所は適切な (介護予防) 通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人尚寿会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、2008年 6月1日から施行する。

この規程は、2008年 6月1日に改定する。

この規程は、2008年10月1日に改定する。

この規程は、2009年10月1日に改定する。

この規程は、2013年 1月1日に改定する。

この規程は、2013年 7月1日に改定する。

この規程は、2018年 4月1日に改定する。

この規程は、2019年 2月1日に改定する。

この規程は、2019年10月1日に改定する。

この規程は、2020年 4月1日に改定する。

この規程は、2020年11月1日に改定する。

この規程は、2022年 6月1日に改定する。

この規程は、2024年 2月1日に改定する。